

枚方市と自治労枚方市職員関係労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和3年(2021年)3月8日(月) 午後6時30分～午後7時30分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、教育政策課長、上下水道局経営総務課長、市立ひらかた病院総務課長、書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2021年春闘要求書」に基づく交渉(1回目)

<交渉内容要旨>

I. 基本姿勢について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの対応等をはじめ、多くの職員に負担が生じている。それらを踏まえ、人事・給与制度全般について、今後も前向きに検討していく考えに変わりはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでから、各要求事項については真摯に受け止めているところである。また、こちらからの申し入れ・提案事項も含め、今後、労使で積み重ねていきたいと考えている。

II. 通勤手当の見直しについて

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「交通機関に係る通勤手当の見直し」について、次年度からは、手当支給の対象を、交通機関を利用する区間を含む通勤経路において、当該区間に係る交通機関の営業距離が1km以上あり、かつ、当該区間の徒歩距離が1km以上ある場合に限りたいとのことだが、改めて趣旨を確認したい。 ・ 本見直しに伴い、保健センター勤務者に係る枚方市駅からのバス経路は手当不支給となるが、歩道整備が全て完了してはいない現時点で見直すのは時期尚早ではないか。 ・ 障害により徒歩通勤が著しく困難な職員への配慮については、どのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、既に交通機関を利用する場合において、当該区間の営業距離が1km以上ある場合は、支給対象としているが、当該区間の徒歩距離が1km未満の場合は、不支給とすることが適切と判断した。 ・ 当該経路については、多くの市民等が日常的に利用されている客観的事実があるため、合理的・経済的な経路であると考えている。 ・ これまでから、通勤手当の支給には、自宅から勤務地までの徒歩距離が2km以上を条件としているところを、当該職員については、500m以上を支給対象としており、この取り扱いに準じたものにしたいと考えている。

Ⅲ. 公共交通機関での通勤困難者への手当等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 障害により公共交通機関での通勤が困難な職員について、本人負担解消の観点から、更なる対応を求めたい。	<ul style="list-style-type: none">・ 市として合理的配慮に基づく対応を行っているところであり、均衡の原則も踏まえ、更なる対応は困難である。

Ⅳ. 住居手当の見直しについて

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 「親族間契約に係る住居手当の見直し」について、次年度からは、親族間契約に係る手当支給の対象を、貸主側が不動産賃貸を業としている場合に限定したいとのことだが、改めて趣旨を確認したい。・ 業の基準について、貸間・アパート等の場合は室数が概ね 10 室以上、また、独立家屋の場合は概ね 5 棟以上といった国税庁の基準に準じたいとのことだが、当該基準は相当厳しいのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・ 親族間契約に係る賃借の態様は様々であり、民間事業者とは大きく異なる事例も見受けられるため、今後は貸主側の要件に一定の基準を設けた上、手当支給の可否を判断していくものである。・ 適切な支給を確保する観点から、より厳格な基準が必要であると考えており、貸主側となる親族について、不動産賃貸を業としていることを要件とすることが適切と判断したものである。

Ⅴ. 長時間労働の縮減及び働き方改革について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 時間外勤務時間数について、市全体では概ね減少傾向にあるとのことだが、特定の部署での長時間労働が顕著となっている。何らかの対応が必要ではないのか。	<ul style="list-style-type: none">・ 今年度、特に時間外勤務時間数の多い部を対象に、データ利活用による業務改善等を更に推進するための研修を実施した。今後も適宜、業務効率化等も踏まえた長時間労働の未然防止等について周知・徹底を図っていく。

Ⅵ. 育児部分休業制度について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 育児部分休業制度における小学 3 年生までの対象拡大については、職員から一定のニーズがあると認識している。人材確保の観点等からも、早急に制度化を図るべきと考えるが、どうか。	<ul style="list-style-type: none">・ 本市在住の職員については、当該休業制度を実施しなくても、概ね留守家庭児童会室への入室で対応が可能である。職員ニーズの把握等は努めていく。

Ⅶ. 配偶者同行休業制度について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ これまでから要求している配偶者同行休業制度について、制度化に向けた検討状況を確認したい。	<ul style="list-style-type: none">・ 要求の趣旨は認識しているところであり、制度化を図る場合における適切な時期等も含め、様々な観点から検討を行いたい。